

シンガポール 2021 年度予算案の解説

(日本語要約)

「シンガポール 2021 年度予算案の解説」（日本語要約）の発行にあたり

2021年2月16日、2021年度予算案が発表されました。その内容のうち、税制その他の改正点に関する政府の提言について、解釈及び注釈を加え、私どもの税務部門より「Singapore Budget 2021 Commentary」（英語版）を発行しております。ここに、その日本語要約版をお送りいたします。

この日本語要約は、日系企業の関心が特に高いと思われる税制改正項目部分を中心に作成しており、その他の税制改正につきましては、省略した部分がありますことをご了承いただきたく存じます。また、最終的に法制化されるまで、その内容に未確定な部分が含まれておりますので、現段階では参考としてご利用されることをお願い申し上げますとともに、記載されている内容につきまして、最終判断をなされる際には、弊事務所の税務部門等の専門家にご相談されることをお勧めいたします。

なお、同時にお送りいたします英語版を正とし、当該日本語要約版と英語版の内容が異なる場合には、英語版を優先するものとします。

Deloitte & Touche LLP
日系企業サービスグループ

6 Shenton Way
OUE Downtown Two
#33-00 Singapore 068809
Tel: 65-6224-8288

目次

項目	ページ
シンガポール予算案(税制改正)の概要	4
2021年度予算案における主な税制改正提案	4
法人所得税	
法人所得税の税率とリベート	4
未使用の減価償却(capital allowance)及び営業損失(trading losses)の繰り戻し(適格控除)対象賦課年度の延長	4
機械及び設備(P&M)の取得価額の早期償却オプション	4
修繕費及び改修費の早期償却オプション	5
国際化のための二重所得控除(DTDi)制度の拡大	5
自動化サポートパッケージ(ASP)の失効及び投資控除(Investment Allowance)の継続	6
投資控除(エネルギー効率)(IA-EE)制度の拡大	6
高効率公害防止設備(ADA-PCE)加速度償却の廃止	7
寄付金控除の延長	7
ビジネスおよびIPCパートナーシップ・スキーム(BIPS)の拡大	7
適格リテール債券に係る初期費用の二重所得控除(DTD)の拡大	7
金融サービスセクターの源泉税免除の拡大	8
仕組み商品の支払いに対する源泉税免除の延長	9
店頭(OTC)デリバティブの源泉税免除の延長	10
保険業に対する優遇税制(IBD-SI)の失効	10
個人所得税	
個人所得税の税率	11
Sub-Dependency Ratio Ceiling(sub-DRC:外国人従業員受入割合)の引き下げとForeign Worker Levy(FWL:外国人労働者税)額の維持	11
間接税	
GST税率	13
メディア販売に対するGST課税・免税判断基準の変更	13
GSTとデジタル経済	13
その他	
ジョブサポートスキーム(JSS)の拡大	15
ジョブグロースインセンティブ(JGI)の拡大	15
貸金クレジット制度(WCS)の延長	16

I. シンガポール予算案 (税制改正) の概要

2021年2月16日、副首相兼財務大臣のHeng Swee Keat氏は、2021年度シンガポール予算案を発表しました。法人所得税につきましては、法人所得税率に変更はなく、各種税務上の優遇措置の延長・拡大等、日系企業にとって歓迎される改正項目が多く含まれています。

個人所得税につきましては、所得税率に変更はなく、重要な改正項目は少ないです。

間接税 (GST) につきましては、2021年度は税率は7%のまま据え置きされ、2022年から2025年の間のいずれかの時点において9%へ引き上げられる見込みです。

II. 2021年度予算案における主な税制改正提案

以下では、2021年度予算案における税制改正提案のうち、日系企業が対象となると考えられる項目について記載しています。その他の税制改正提案については、英語版をご参照下さい。

法人所得税

法人所得税の税率とリベート

シンガポールにおける法人所得税率は17%であり、最初のS\$200,000の課税所得に対して部分免税が適用されますが、2021賦課年度には当該免税を適用しないことが提案されています。

未使用の減価償却 (capital allowance) 及び営業損失 (trading losses) の繰り戻し (適格控除) 対象賦課年度の延長

繰戻控除制度は2020賦課年度に拡大され、2020賦課年度の適格控除はS\$100,000を上限として直前の3年間まで繰り戻すことができます。

予算案における提案

事業者への支援を継続するために、2021賦課年度にも適用されます。

機械及び設備 (P&M) の取得価額の早期償却オプション

2021賦課年度(2020会計年度)において、P&Mの取得に伴い資本的支出を行う納税者は、2年で早期償却するオプションが与えられています。このオプションを使用した場合、取り消すことはできません。

早期償却割合は以下の通りです。

- 初年度、取得価額の75%を損金算入 (2021賦課年度)
- 翌年度、上記取得価額の25%を損金算入 (2022賦課年度)

上記のオプションは、ITA第19条および第19A条で現在利用可能なオプションに追加されています。

予算案における提案

事業者への支援を継続するため、2022 賦課年度(2021 会計年度)にも適用されます。

修繕費及び改修費の早期償却オプション

2021 賦課年度(2020 会計年度)において、商業、職業又は事業のために適格な修繕費及び改修費の支出をした納税者は、一時で損金算入するオプションが付与されています。3 賦課年度連続で S\$300,000 の損金算入限度額が適用されます。

上記のオプションは、ITA 第 14 Q 条の既存オプションに追加されたものです。

予算案における提案

事業者への支援を継続するため、2022 賦課年度(2021 会計年度)において生じた適格支出にも適用されます。

国際化のための二重所得控除 (DTD_i)制度の拡大

DTD_i スキームでは、Enterprise Singapore (ESG) または Singapore Tourism Board (STB) の承認を条件として、適格な市場拡大および投資開発費用に対して 200%の損金算入が認められています。

各賦課年度ごとに次の活動で発生した費用のうち最初の S\$150,000 に対する費用控除については、ESG または STB による事前の承認を必要としません。

- a. 海外事業開発出張・派遣
- b. 海外投資研修出張・派遣
- c. 海外見本市への参加
- d. 認定された国内の見本市への参加

DTD_i スキームは 2025 年 12 月 31 日以降失効する予定です。

予算案における提案

ビジネスの国際化支援を継続するため、DTD_i スキームの範囲として、認定されたバーチャル・トレード・フェアへの参加により生じる次の費用もカバーするように拡大されました。

- a. 仮想展示会場およびブースへのアクセス、資料作成、ビジネスミーティング/マッチセッション、ピッチ/製品発表/講演スロット、ウェビナー/カンファレンス、およびポストイベント分析のためにイベント主催者が請求するパッケージ料金
- b. バーチャルフェアのためのデジタルコンテンツおよびプロモーション資料のデザインおよび作成のための第三者コスト
- c. バーチャル・トレード・フェアで遭遇した潜在顧客へ、原材料やサンプルを海外に送る際の物流コスト

海外投資研修出張に伴う適格経費のリストについて、同出張中に使用される材料/サンプルを輸送するための物流コストを含むよう拡大されます。

さらに、ESG または STB の事前承認を必要としない認定活動の範囲が、年間支出 S\$150,000 を上限として、以下の活動も対象とするように拡大されます。

- a. ESG によって認定された製品/サービスの認証取得(主に海外市場での買い手を増やすため)
- b. 海外での広告宣伝活動
- c. 海外向けパッケージのデザイン
- d. 認定された国内の商業出版物への広告
- e. ESG が承認したバーチャル・トレード・フェアへの参加

上記の拡大は、2021年2月17日以降に発生する対象費用に対して適用されます。ESGは、詳細を2021年2月28日までに公表する予定です。

自動化サポートパッケージ (ASP) の失効及び投資控除 (Investment Allowance) の継続

ASPは、企業の自動化、生産性の向上、スケールアップをサポートするために、2016年度予算にて導入されています。2016年4月1日から2021年3月31日までに、ESGによって認定された適格プロジェクトのための資本的支出に対して、100%投資控除等の恩恵を受けることができます(1プロジェクトあたりS\$10,000,000を上限)。

予算案における提案

ASPは、Investment Allowance (IA) スキームを除き、2021年3月31日以降失効する予定です。Enterprise Development Grant (EDG) や Enterprise Financing Scheme (EFS) を含むその他のスキームは、企業の自動化、生産性、スケールアップの取り組みを支援するために引き続き利用可能となります。

また、自動化を支援する100%投資控除 (IA) スキームは、2021年4月1日から2023年3月31日まで、ESGによって認定された自動化プロジェクトへの適用が可能です。

投資控除(エネルギー効率) (IA-EE) 制度の拡大

この制度は、エネルギー効率 (EE) 改善プロジェクトに対し、条件付きで投資控除 (IA) を付与するものです。

データセンターへの IA-EE スキーム適用にあたり、次の追加要件を満たす必要があります。

- a. グリーンデータセンターに関するシンガポール基準 (SS564:2010) への適合
- b. 400 m² (床面積) 以上のキャパシティ

上記の条件は、EDBが2021年3月31日以前に承認したEE改善プロジェクトに適用されません。

予算案における提案

IA-EE スキームは「排出削減投資控除」スキームに名称変更され、以下の改訂が行われます。

- a. 温室効果ガス排出削減プロジェクトを含む認定プロジェクト範囲の拡大
- b. 適格条件の更新
これらはすべてのプロジェクトに適用されます(データセンターと非データセンターの区別はなくなります)。

この改正は、EDBが2021年4月1日から2026年12月31日までに認定したプロジェクト(両期日を含む)に適用されます。

EDB は、詳細を 2021 年 6 月 30 日までに公表する予定です。

高効率公害防止設備 (ADA-PCE) 加速度償却の廃止

ADA-PCE スキームは、シンガポールの大気質改善のためのクリーン技術の購入と導入を企業に奨励するため、1996 年度予算で導入されました。この制度では、高効率公害防止設備を導入するための設備投資を行った納税者が、設備取得費用の償却を 1 年間で前倒しできるものです。

予算案における提案

ADA-PCE スキームは 2021 年 2 月 17 日に廃止される予定です。

寄付金控除の延長

寄付者は、2016 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで、特定非営利活動法人 (IPC) およびその他の適格受給者への寄付に対して 250%の所得控除を受けることができます。

予算案における提案

2022 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までに行われる適格寄付金も対象となります。

ビジネスおよび IPC パートナシップ・スキーム (BIPS) の拡大

2016 年 7 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで、一定の条件を満たす場合、適格者は、その適格従業員がサービスを提供するために要した支出 (IPC の同意を条件として) の 250%まで所得控除を受けることができます。これには、IPC への出向も含まれます。

また、2019 年 12 月 2 日からは、BIPS の下でボランティア活動を行っている非常勤職員の給与に対する所得控除が認められているほか、実際の給与支給額の代わりに、一般的なボランティア活動については時給 10 ドル、技能系ボランティア活動については時給 20 ドルと一定の時給に基づき計算された所得控除を選択することができます。技能系ボランティアとは、IPC が要求する業務関連の専門知識を適用するための適格従業員を必要とするサービスを指します。

各 IPC の暦年当たりの適格支出額の上限は S\$50,000 で、賦課年度毎の適格支出総額上限は S\$250,000 です。

予算案における提案

企業のボランティア活動を継続的に支援するために、BIPS は 2023 年 12 月 31 日まで延長される予定です。

適格リテール債券に係る初期費用の二重所得控除 (DTD) の拡大

現在、シンガポールで営業または事業を行っている債券発行体は、2016 年 5 月 19 日以降に発生した適格初期費用のうち、2016 年 5 月 19 日から 2021 年 5 月 18 日までの期間 (両期日を含む) に発行

されたリテール債券に帰属するものについて、一定の条件下で最大 200%の所得控除が認められています。

DTD スキームは 2021 年 5 月 18 日以降に失効する予定です。

予算案における提案

格付会社によって格付けされたリテール債の発行を促進するため、2021 年 5 月 19 日から 2026 年 12 月 31 日までの期間（両期日含む）に発行された格付け済みのリテール債券に関する適格初期費用に対し、一定の条件下で DTD スキームの適用が認められる予定です。

MAS は、詳細を 2021 年 5 月 31 日までに公表する予定です。

金融サービスセクターの源泉税免除の拡大

現在、以下の条件を満たす ITA 第 12 条 6 項に該当するすべての利子およびその他の支払について、金融サービスセクターに対する源泉税が免除または減免されています。

1. ITA 第 12 条 6 項 のすべての支払を、シンガポール国内の銀行がその取引または業務のために銀行間/支店間取引に基づいて行うもの
2. 次に掲げる特定の事業体が、ITA 第 12 条 6 項に基づいて非居住者(シンガポールの PE を除く) に対して行うすべての支払
 - a. 銀行法に基づき認可された銀行又は MAS 法に基づき認可された商業銀行
 - b. 金融会社法の認可を受けた金融会社
 - c. 次の (a) ~ (c) を満たす適格事業体、(a) 証券先物法に基づき、資本市場商品の取引および企業金融に関する助言について免許を受けている、(b) 債務又は株式の発行の引受けに関与し、又は関与する予定である、および (c) 免除を目的として MAS によって認可されている

特定事業者の営業又は事業の目的上、次のいずれかの場合に支払われた場合には、免税が適用されます。

- a. 2011 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで(両期日を含む)に支払われるもの。ただし、2011 年 4 月 1 日より前に効力を生じた契約に基づくものに限る
- b. 2011 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの有効な契約(両期日を含む)に基づき支払われるもの。このような場合、源泉税の免除は、その契約に基づいて 2021 年 3 月 31 日以降に行われる支払を含め、契約の全期間に適用される

3. 特定の事業体は、次のいずれかの場合、シンガポールの PE に対する ITA 第 12 条 6 項に基づくすべての支払いについて源泉徴収を要求されない。

- a. 2012 年 2 月 17 日から 2021 年 3 月 31 日まで(両期日を含む)に支払われるもの。ただし、2012 年 2 月 17 日より前に効力を生じた契約に基づくものに限る
- b. 2012 年 2 月 17 日から 2021 年 3 月 31 日までの期間(両期日を含む)に発効する契約に基づき支払われるもの。この場合、特定事業者は、当該契約に基づき 2021 年 3 月 31 日以降に行われる支払を含め、当該契約の全期間にわたって行われるすべての ITA 第 12 条 6 項の支払について源泉徴収を行う必要はない

3 項にかかわらず、シンガポールの PE は、ITA 第 12 条 6 項 の支払を年間所得税申告書で申告する必要があり、当該支払に対して課税されます(特別に免除される場合を除く)。

2 項および 3 項については、2021 年 3 月 31 日以降に失効する予定です。

予算案における提案

1. 銀行間/支店間取引に対する現行の源泉税免除は、2021 年 4 月 1 日に法制化され、2031 年 12 月 31 日に見直される予定です。

この源泉税免除規定下では、シンガポールの銀行がその営業又は事業のためにシンガポール国外の支店又は本店に対して支払う ITA 第 12 条 6 項のすべての支払は、次のいずれかの場合、租税が免除されます。

- a. 2021 年 4 月 1 日から 2031 年 12 月 31 日まで(両期日を含む)に支払われるもの。ただし、2021 年 4 月 1 日より前に効力を生ずる契約に基づくものに限る
- b. 2021 年 4 月 1 日から 2031 年 12 月 31 日までの有効な契約(両期日を含む)に基づき支払われるもの。この場合、源泉税免除規定は、当該契約に基づいて 2031 年 12 月 31 日以降に行われる支払いを含め、契約の全期間に適用される

2. 源泉税免除は 2026 年 12 月 31 日まで延長されます。

特定の事業体による非居住者に対するすべての第 12 条 6 項の支払(シンガポールの PE を除く)は、特定の事業体の営業又は事業のために行われるものであり、次のいずれかの場合、租税が免除されます。

- a. 2011 年 4 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日まで(両期日を含む)に支払われるもの。ただし、2011 年 4 月 1 日より前に効力を生じた契約に基づくものに限る
- b. 2011 年 4 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの有効な契約(両期日を含む)に基づき支払われるもの。この場合、源泉税免除規定は、当該契約に基づいて 2026 年 12 月 31 日以降に行われた支払を含め、当該契約の全期間に適用される

3. 源泉税免除は 2026 年 12 月 31 日まで延長されます。

特定の事業体は、以下のいずれかの場合、シンガポールの PE に対するすべての第 12 条 6 項の支払いについて源泉税が免除されます。

- a. 2012 年 2 月 17 日から 2026 年 12 月 31 日まで(両期日を含む)に支払われるもの。ただし、2012 年 2 月 17 日より前に効力を生じた契約に基づくものに限る
- b. 2012 年 2 月 17 日から 2026 年 12 月 31 日までの期間(両期日を含む)に発効する契約に基づき支払われるもの。この場合、特定事業体は、当該契約に基づき 2026 年 12 月 31 日以降に行われる支払を含め、当該契約の全期間にわたって行われるすべての第 12 条 6 項の支払について源泉徴収を行う必要はない

シンガポールの PE は、現行の課税上の取扱いに従い、年間所得税申告書において受領した ITA 第 12 条 6 項の支払を申告する必要があるため、当該支払に対して課税されます(特別に免除される場合を除く)。

MAS は、詳細を 2021 年 5 月 31 日までに公表する予定です。

仕組み商品の支払いに対する源泉税免除の延長

ITA の第 13 条 1 項 zj に基づき、シンガポールの金融機関が提供する仕組み商品から、非個人、非居住者(シンガポールの PE を除く)への支払につき、2007 年 1 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの期間に効力を生じる契約(両期日を含む)に基づいて行われる場合、源泉税が免除されます。

源泉税免除は 2021 年 3 月 31 日以降に失効する予定です。

予算案における提案

源泉税の免除はさらに5年間延長され、2007年1月1日から2026年12月31日までの間(両期日を含む)に発効する契約に基づいて行われる支払いを対象とします。

源泉税免除の他のすべての条件は変わらず、MASは、詳細を2021年5月31日までに公表する予定です。

店頭 (OTC) デリバティブの源泉税免除の延長

シンガポールの金融機関が非居住者(シンガポールのPEを除く)に支払うOTC金融デリバティブによる以下の支払いは、現在源泉税が免除されています。

- a. 2007年5月20日から2021年3月31日までの間(両期日を含む)に締結された契約に基づく支払であって2007年2月15日より前に効力を生じたもの
- b. 2007年2月15日から2021年3月31日までの間(両期日を含む)に契約が効力を生じた場合には、当該店頭デリバティブ契約の全期間にわたって行われる支払。

予算案における提案

源泉税免除は、12月31日まで5年間延長されます。

保険業に対する優遇税制 (IBD-SI) の失効

IBD-SIスキームにより、適用者は以下の優遇税率を享受できます。

- a. 新規適用者は優遇税率8%を適用
- b. 更新の場合、優遇税率10%を適用

優遇税率は、(再)保険者が特別保険および再保険事業を行うことにより得られる適格所得に適用されます。

IBD-SIスキームは2021年8月31日に失効予定です。

予算案における提案

IBD-SIスキームは、IBDアンブレラスキームを簡素化するため、当初の予定どおり2021年8月31日以降に失効する予定です。IBD-SIスキームの失効に伴い、特定保険および再保険事業に従事する保険会社は、より広範なIBDスキームの下でインセンティブが適用されます。

個人所得税

個人所得税の税率

予算案における提案

個人所得税率の変更はなく、個人所得税の還付も発表されませんでした。

Sub-Dependency Ratio Ceiling (sub-DRC : 外国人従業員受入割合) の引き下げと Foreign Worker Levy (FWL : 外国人労働者税) 額の維持

全従業員に対する外国人労働者の雇用上限率は Dependency Ratio Ceiling (DRC) と呼ばれており、S パス発行数へ影響します。

予算案における提案

シンガポールにおける外国人労働者の数を制限するために用いられる FWL 額は、すべてのパスの種類、セクター、および段階について変わりませんが、造船・加工業セクターの FWL 額引き上げは、さらに1年間延期されます。

しかしながら、製造業における sub-DRC は 2022 年 1 月 1 日と 2023 年 1 月 1 日の 2 段階で引き下げられます。2020 年度予算で発表されたように、建設、海洋造船、プロセス部門の DRC は 2021 年 1 月 1 日から引き下げられました。

上記により、S パスホルダーに対する現行の雇用上限率は引き続き適用され、今回提案された sub-DRC は以下の通りです。

表 1 : S パスホルダーの FWL 額の変更スケジュール

セクター	Tier	セクター sub-DRC	外国人労働者税 (FWL) (SGD)
すべて	Basic Tier	≤10%	330
サービス	Tier2	10%	650
建築業 造船・加工業	Tier2	10-18% ※1	650
製造業	Tier2	10-20% ※2	650

※1 : 2023 年 1 月 1 日から 15%へ引き下げ

※2 : 2022 年 1 月 1 日から 18%へ、2023 年 1 月 1 日から 15%へ引き下げ

Work Permit Holder と今回提案された DRC 額は以下のように要約されます。

表 2 : Work Permit Holders levy Schedule

セクター	Tier	セクター sub-DRC	外国人労働者税 (FWL) (SGD)
建築業	新規外国人採用枠 対象者	≤87.5%	300/700
	新規外国人採用枠 非対象者		600/950
サービス	Basic Tier	≤10%	300/450
	Tier2	10-25%	400/600
	Tier3	25-35%	600/800
造船業	Basic Tier	≤77.8%	300/400
加工業	新規外国人採用枠 対象者	≤87.5%	300/450
	新規外国人採用枠 非対象者		600/750
製造業	Basic Tier	≤25%	250/370
	Tier2	25-50%	350/470
	Tier3	50-60%	550/650

間接税

GST 税率

2018 年度予算において、政府は、特にシンガポールの高齢化社会を踏まえ、将来の支出を補う十分な税収を確保するために、GST 税率（現在 7%）を、2021 年から 2025 年の間に 9%へ引き上げること、また、タイミングについて 2021 年に近い時期に税率の引き上げが望ましいと述べました。

予算案における提案

政府は予算案の中で、2021 年においては、GST 税率を 7%から 9%へ引き上げないと発表しました。2022 年から 2025 年の間に実施される予定です。

メディア販売に対する GST 課税・免税判断基準の変更

現在、メディア販売の供給に対する GST の課税・免税の判断は、以下の通り広告が行われる場所以に基づいて行われます。

- a. 広告が実質的にシンガポール国外で行われることを意図している場合、メディアの販売は免税
- b. 広告がシンガポール国内で実質的に行われることを意図している場合、メディア販売は課税

メディア販売とは、ハードコピー印刷および屋外広告のための広告スペースの販売、テレビおよびラジオによる放送のための広告放送時間の販売、および電子メール、インターネットまたはモバイルデバイスによるウェブ広告のためのメディアスペースの販売を指します。

予算案における提案

GST 課税・免税の判断基準が以下の通り変更されます。

- a. 顧客がシンガポール国外に居住しており、かつ、直接の受益者がシンガポール国外に居住する場合、または、直接の受益者がシンガポール国内に居住しているがシンガポールで GST 登録をしている場合、免税
- b. 顧客がシンガポール居住者、または直接の受益者がシンガポール居住者であり、シンガポールで GST 登録していない場合、課税

この変更は 2022 年 1 月 1 日以降に適用される予定です。

GST とデジタル経済

予算案における提案

政府は、航空便又は郵便によりシンガポールに輸入される 400 ドル以下の物品について GST を課税します。既存の海外ベンダー登録およびリバース・チャージにより徴収され、消費者又は事業者による輸入かどうにかかわらず GST が課されることとなります。

さらに、ライブ教育コース、フィットネスセッション、遠隔医療などの B 2 C 非デジタルサービスがシンガポール国外から提供される場合、海外ベンダー登録制度を通じて GST の対象となります。そのようなサービスを提供する国外事業者はシンガポールで GST 登録を行い、GST 申告納付を行う必要があります。

いずれの変更も 2023 年 1 月 1 日より実施される予定ですが、IRAS や影響を受ける事業者と事前協議を行う予定です。

その他

ジョブサポートスキーム（JSS）の拡大

2020年度予算で導入されたJSSが以下の提案通り拡大されます。

予算案における提案

表1: JSS スケジュール

支給月	対象期間	Tier 1	Tier 2	Tier 3A	Tier 3B
Mar 2021	2020年9月 - 12月	50%	30%	10%	10%
Jun 2021	2021年1月 - 3月	50%	30%	10%	0%
Sep 2021 (拡大)	2021年4月 - 6月	30%	10%	0%	0%
Dec 2021 (拡大)	2021年7月 - 9月	10%	0%	0%	0%

表2: セクター別Tier分類

JSS Tier	Specific Sector	
Tier 1	Aviation & Aerospace, Tourism, Hospitality, Conventions, and Exhibitions	
Tier 2	Built Environment, Food Services, Retail, Land Transport, Marine & Offshore, and Arts & Entertainment	
Tier 3	Tier 3B	Biomedical Sciences, Precision Engineering, Electronics, Financial Services, Information and Communications Technology and Media, and Retail
	Tier 3A	Others

ジョブグロースインセンティブ（JGI）の拡大

JGIはFortitude Budgetの下、2020年度予算で初めて導入されました。JGIは、特に熟練労働者に焦点を当て、ローカル労働者のための新たな雇用を創出することを目的としているものです。

予算案における提案

COVID-19の影響を受けた労働者を引き続き支援するため、2020年に導入されたSGUnited Jobs and Skills (SGU JS)パッケージは、労働者の成長市場への移転に焦点を当てたアップスキル及び雇用促進支援を継続します。

SGU JS パッケージの次のフェーズでは、JGI の雇用期間が 7 カ月延長され、2021 年 9 月末までとなります。JGI は、未熟練のローカル労働者には最高 12 カ月の給与サポートを、熟練採用者、障害者 (PwD)、または認定期間内に現地労働力を増加させた雇用主により雇用された元犯則者には 18 カ月の給与サポートが提供されます。

新規の現地採用者の資格期間は次のとおりです。

- a. JGI フェーズ 1: 2020 年 9 月~2021 年 2 月
- b. JGI フェーズ 2: 2021 年 3 月~2021 年 9 月

JGI の認定を得るには、フェーズ 1 のベース月である 2020 年 8 月のローカル労働者、またはフェーズ 2 のベース月である 2021 年 2 月のローカル労働者と比較して、全体的なローカル労働者規模が拡大し、最低でも月収 S\$1,400 以上増加する必要があります。

40 歳以上、PwD、または元犯則者の場合、ローカル新規雇用者全員の毎月の給与に対し、最初の S\$5,000 について最大 50%が支給されます。S\$5,000 の上限は 2021 年 3 月以降、S\$6,000 に引き上げられる予定です。

JGI を受けるためには、各新規ローカル労働者の採用月から 12 ヶ月または 18 ヶ月間、雇用者は各フェーズ(2020 年 9 月から 2021 年 2 月、または 2021 年 3 月から 2021 年 9 月)の適格期間中に JGI の認定要件を充足しなければならず、全支給期間にわたり適格基準を継続的に満たす必要があります。雇用主が既存の現地従業員を可能な限り維持することを奨励するため、既存の現地従業員がベース月以降退職する場合には、JGI の給付は比例調整又は調整係数 5% (どちらか高い方)により下方修正されます。

対象となる雇用主は、2021 年 3 月より、JGI の支払いを受けられます。

賃金クレジット制度 (WCS) の延長

WCS は、変革の取り組みに着手する企業を支援し、雇用者が賃金引上げに協力して資金拠出することで、生産性向上による価値を労働者と共有することを奨励します。S\$5,000 を上限に、政府が適格の月額給与の 15%を補助します。

予算案における提案

WCS を 1 年延長することが提案されました。

以 上